

兵庫県公報

令和5年7月14日 金曜日 第430号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産漁港課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（北播磨県民局）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
公 告	
○ 入札公告（物品管理課）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	11
○ 同 上（淡路県民局）	11
教育委員会公告	
○ 随意契約の相手方等の公示	11
○ 落札者等の公示（県立姫路商業高等学校）	12
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	12

告 示

兵庫県告示第748号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年7月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

石守土地改良区

退任役員

役員の区分

監事

氏名
大場義将

住所

加古川市神野町石守1092番地の2

就任役員

役員の区分

監事

氏名
友定敬

住所

加古川市神野町石守1080番地の13

兵庫県告示第749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年7月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

北野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 田 洋	加古川市野口町北野1304番地
同	高 松 典 夫	同 市野口町北野546番地
同	岸 本 昇	同 市野口町北野947番地
同	高 松 幸 夫	同 市野口町北野535番地の1
同	高 松 俊 行	同 市野口町北野539番地の1
同	高 松 五 己	同 市野口町北野513番地
同	岸 本 敏 和	同 市野口町北野1050番地の1
同	橋 本 次 男	同 市野口町北野935番地の3
同	高 松 由 久	同 市野口町北野560番地
同	高 松 正 純	同 市野口町北野522番地
同	岸 本 昌 三	同 市野口町北野945番地の3
同	伊 藤 英 和	同 市野口町北野1141番地
監 事	田 川 澄 敏	同 市野口町北野1132番地
同	高 松 武 司	同 市野口町野口307番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	高 松 典 夫	加古川市野口町北野546番地
同	田 川 澄 敏	同 市野口町北野1132番地
同	岸 本 昇	同 市野口町北野947番地
同	高 松 幸 夫	同 市野口町北野535番地の1
同	橋 本 次 男	同 市野口町北野935番地の3
同	高 松 由 久	同 市野口町北野560番地
同	中 田 博 一	同 市野口町北野569番地の2
同	高 松 正 純	同 市野口町北野522番地
同	高 松 俊 行	同 市野口町北野539番地の1
同	伊 藤 英 和	同 市野口町北野1141番地
同	岸 本 郭	同 市野口町北野1192番地の4
同	伊 藤 陽 介	同 市野口町北野1066番地
監 事	高 松 武 司	同 市野口町野口307番地の1
同	藤 本 洋 二	同 市野口町北野1278番地の3
同	岸 本 博 行	同 市野口町北野607番地

兵庫県告示第750号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年7月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

社町野村土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
-------	-----	-----

理 事	西 山 泰 司	加東市野村968番地
同	藤 本 守	同 市野村972番地
同	末 廣 眞 二	同 市野村 957 番地
同	中 嶋 一 道	同 市野村351番地
同	竹 内 安 彦	同 市野村330番地
同	壺 井 由 和	同 市野村751番地
同	宮 崎 正 美	同 市野村775番地 3
監 事	伊 澤 敏 喜	同 市野村335番地 2
同	宮 崎 吉 実	同 市野村731番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	西 山 泰 司	加東市野村968番地
同	森 本 操	同 市野村587番地
同	高 橋 敬 介	同 市野村889番地
同	壺 井 隆 之	同 市野村746番地
同	竹 内 安 彦	同 市野村330番地
同	藤 本 弘	同 市野村874番地 1
同	森 一 江	同 市野村962番地
監 事	藤 本 守	同 市野村972番地
同	西 山 賢	同 市野村330番地 3



兵庫県告示第751号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年7月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

甲山土地改良区

退任役員	氏 名	住 所
理 事	谷 口 治	姫路市豊富町豊富2511番地
同	橋 本 文 男	同 市豊富町御蔭1625番地 2
同	白 井 一 成	同 市仁豊野275番地
同	福 永 静 四	同 市豊富町豊富2242番地 2
同	実 光 博 幸	同 市豊富町豊富3016番地
同	稲 岡 和 美	同 市豊富町御蔭1409番地
同	高 馬 道 樹	同 市豊富町御蔭1456番地 4
同	柏 木 英 和	同 市仁豊野347番地 5
同	白 井 弘 昭	同 市仁豊野153番地
同	荒 木 照 夫	同 市仁豊野246番地
監 事	三 浦 孝 弘	同 市豊富町御蔭1944番地
同	谷 口 久 武	同 市豊富町豊富2505番地 2
同	泥 信 幸	同 市豊富町御蔭1178番地 2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	谷 口 治	姫路市豊富町豊富2511番地
同	白 井 一 成	同 市仁豊野275番地
同	三 浦 孝 弘	同 市豊富町御蔭1944番地
同	高 馬 道 樹	同 市豊富町御蔭1456番地 4
同	三 浦 富 生	同 市豊富町御蔭1819番地 2
同	小 坂 光 徳	同 市豊富町御蔭1648番地
同	大 西 幸 男	同 市豊富町豊富2254番地

同	實 光 敏 雄	同	市豊富町豊富3029番地
同	尾 田 伸 也	同	市仁豊野334番地
同	荒 木 照 夫	同	市仁豊野246番地
監 事	稲 岡 敏 夫	同	市豊富町御蔭1450番地
同	小 坂 等	同	市豊富町御蔭1626番地
同	泥 信 幸	同	市豊富町御蔭1178番地 2

~~~~~

**兵庫県告示第752号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年7月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**池谷連合土地改良区**

退任役員

|       |         |                       |
|-------|---------|-----------------------|
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所                   |
| 理 事   | 井 町 光 昭 | 三田市すずかけ台4丁目6番地2番館601号 |

就任役員

|       |         |                 |
|-------|---------|-----------------|
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
| 理 事   | 森 田 直 人 | 丹波市山南町金屋399番地 2 |

~~~~~

兵庫県告示第753号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年7月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

下三井庄土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	上 畑 嘉 晴	丹波市春日町下三井庄1022番地 2
同	岡 田 良 昭	同 市春日町下三井庄706番地
同	山 内 雅 裕	同 市春日町上三井庄 97 番地
同	石 田 広 宣	同 市春日町下三井庄37番地 2
同	畑 憲 幸	同 市春日町下三井庄1161番地
監 事	小 田 敏 治	同 市春日町下三井庄1038番地 1
同	畑 孝 昭	同 市春日町下三井庄1082番地 5

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	上 畑 正 美	丹波市春日町下三井庄1013番地
同	岡 田 康 雄	同 市春日町下三井庄699番地
同	石 田 敦 信	同 市春日町下三井庄39番地
同	前 田 篤 志	同 市春日町上三井庄426番地 2
同	畑 憲 幸	同 市春日町下三井庄1161番地
監 事	小 田 敏 治	同 市春日町下三井庄1038番地 1
同	岡 田 清	同 市春日町下三井庄583番地

~~~~~

**兵庫県告示第754号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、令和元年兵庫県告示第230号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和5

年7月24日限りで消滅する。

令和5年7月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

赤穂市加入区



**兵庫県告示第755号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、令和元年兵庫県告示第231号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和5年7月30日限りで消滅する。

令和5年7月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

津名加入区



**兵庫県告示第756号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和5年7月25日から発生する。

令和5年7月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

赤穂市加入区



**兵庫県告示第757号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和5年7月31日から発生する。

令和5年7月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

津名加入区



**兵庫県告示第758号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和5年7月14日

兵庫県北播磨県民局長 守本真一

- 1 指定する貯水施設の所在地  
加東市社池ノ内859
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称   | 住 所       |
|-------|-----------|
| 社部落農会 | 加東市社577—1 |

- 3 指定する理由  
加東市社地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第759号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和5年7月14日

兵庫県北播磨県民局長 守本真一

- 1 指定する貯水施設の所在地  
加東市穂積左半737-1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称     | 住所       |
|--------|----------|
| 穂積地区農会 | 加東市穂積700 |

- 3 指定する理由  
加東市穂積地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

兵庫県告示第760号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和5年7月14日

兵庫県北播磨県民局長 守本真一

- 1 指定する貯水施設の所在地
加東市曾我鍋子652
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
曾我地区	加東市曾我593-1

- 3 指定する理由
加東市曾我地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

**兵庫県告示第761号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和5年7月14日

兵庫県北播磨県民局長 守本真一

- 1 指定する貯水施設の所在地  
加東市曾我鍋子651
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称   | 住所         |
|------|------------|
| 曾我地区 | 加東市曾我593-1 |

- 3 指定する理由  
加東市曾我地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

兵庫県告示第762号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和5年7月14日

兵庫県北播磨県民局長 守本真一

- 1 指定する貯水施設の所在地
加東市西垂水東下り181-1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
西垂水地区	加東市西垂水71

3 指定する理由

加東市西垂水地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第763号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和5年7月14日

兵庫県北播磨県民局長 守本真一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市西垂水中之池111

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
西垂水地区	加東市西垂水71

3 指定する理由

加東市西垂水地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第764号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和5年7月14日

兵庫県北播磨県民局長 守本真一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市下久米北鹿野392

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
下久米地区	加東市下久米461

3 指定する理由

加東市下久米地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第765号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和5年7月14日

兵庫県北播磨県民局長 守本真一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市社東条道142-2

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
社部落農会	加東市社577—1

3 指定する理由

加東市社地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第766号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和5年7月14日

兵庫県北播磨県民局長 守 本 真 一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市新定池の谷1453

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
池の谷口の池水利権者	加東市新定1416

3 指定する理由

加東市新定地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年7月14日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

令和5年度（下半期）用品単価契約【P P C用紙（B 4、A 3及びA 4）】

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

令和5年10月1日（日）から令和6年3月31日（日）まで

(4) 納入場所

兵庫県庁各課室及び兵庫県（以下「県」という。）の各地方機関

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札金額は、規格別予定数量に単価を乗じた額の全規格総価額で行う。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 西川

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和5年7月14日(金)から同月28日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

令和5年8月24日(木)午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和5年8月23日(水)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和5年7月14日(金)から同月28日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和5年7月28日(金)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和5年8月17日(木)午後5時から同月24日(木)午後2時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和5年7月15日(土)から同年8月10日(木)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和5年7月15日(土)から同月28日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和5年7月28日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(i) 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和5年8月17日（木）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の110を乗じた額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年8月22日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。その場合は、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年10月1日（日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
PPC Recycled Paper (B4, A3, A4)
- (3) Delivery period:
From October 1, 2023 through March 31, 2024
- (4) Delivery place:
Hyogo Prefectural Government and Region Office
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 July 28, 2023
- (6) Deadline for tender:
14:00 August 24, 2023 by direct delivery, electronic bidding system
17:00 August 23, 2023 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Nishikawa, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4935



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年7月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
芦屋市岩園町122番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
芦屋市岩園町49番40号
西川 貴之
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年6月14日
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-4-2号（4芦屋）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年7月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
淡路市野島常盤字源八1511番2、1511番4、1513番1、1513番2の各一部、1511番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都港区南青山三丁目1番30号
株式会社パソナ農援隊 代表取締役 田中康輔
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年6月30日
兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1-2-3号（5淡路）

教育委員会公告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和5年7月14日

契約担当者

兵庫県教育長 藤原俊平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
兵庫県就学支援制度オンライン申請システム開発等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年6月23日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
シーデーシー情報システム株式会社 千葉市中央区本千葉町4番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
52,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年7月14日

契約担当者

兵庫県立姫路商業高等学校長 西村直己

- 1 落札に係る業務件名及び数量
兵庫県立姫路商業高等学校特色学科教育用コンピュータレンタル一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立姫路商業高等学校 姫路市井ノ口468
- 3 落札者を決定した日
令和5年6月30日
- 4 落札者の名称及び所在地
FLCS株式会社神戸支店 神戸市中央区磯上通七丁目1番8号
- 5 落札金額
47,955,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年5月2日

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第193号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年7月14日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

- (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）
- (2) 実施期日
 - ア 新規取得講習
令和5年8月17日（木）から同月24日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間
 - イ 追加取得講習
令和5年8月22日（火）から同月24日（木）までの3日間
- (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
- (4) 修了考査の実施
新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和5年8月24日（木）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。
- 3 受講対象者
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかに該当する者
 - ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
 - (2) 追加取得講習
法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
 - エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者
 - オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
- 4 受講希望の申出の受付期間等
 - (1) 受付期間
新規取得講習及び追加取得講習ともに令和5年7月18日（火）から同月20日（木）までの間（午前10時から午後5時まで）
 - (2) 受付先
兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。
 - (3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和5年7月26日（水）から同年8月1日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(4) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(7) 申込書1通

(4) 指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

(1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

(2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。

(3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線3424

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166